

天理市地域活動支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、天理市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有し、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、市内に住所を有しない障害者等であっても事業を利用することができるものとする。

(事業の内容)

第4条 事業は、地域活動支援センター基礎的事業（利用者に対し、障害の程度や能力に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与するものをいう。以下「基礎的事業」という。）に、次に掲げる地域活動支援センター機能強化事業を加えたものとする。ただし、必要に応じて基礎的事業のみ実施することができるものとする。

(1) 地域活動支援センターI型 基礎的事業の実施に加えて、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のため

めの調整、地域住民ボランティア育成及び障害に関する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、併せて相談支援事業を実施するものをいう。

(2) 地域活動支援センターⅡ型 基礎的事業の実施に加えて、雇用及び就労が困難な在宅障害者等に対して行う訓練、社会適応訓練及び入浴サービスを実施するものをいう。

(3) 地域活動支援センターⅢ型 基礎的事業の実施に加えて、生活機能訓練等自立と生きがいを高めるために必要な事業等を実施するものをいう。

(事業の職員配置及び利用者数)

第5条 事業に伴い事業者が配置する職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員を1人以上、かつ基礎的事業に従事する職員を2人以上（うち1人は専任）置き、うち2人以上は常勤とすること。

(2) 地域活動支援センターⅡ型 基礎的事業に従事する職員を3人以上（うち1人は専任）置き、うち1人以上は常勤とすること。

(3) 地域活動支援センターⅢ型 基礎的事業に従事する職員を2人以上（うち1人は専任）置き、うち1人以上は常勤とすること。

2 事業の利用者数の基準は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型 1日当たりの実利用人員が概ね20人以上であること。

(2) 地域活動支援センターⅡ型 1日当たりの実利用人員が概ね15人以上であること。

(3) 地域活動支援センターⅢ型 1日当たりの実利用人員が概ね10人以上であること。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 住所を証する書類
- (2) 所得の状況を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定したときは、地域生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、受給者証を交付するものとする。

2 事業の利用は、原則として、1月に23日以内とする。

(利用の有効期間及び更新申請)

第8条 前条の規定による利用の決定の有効期間は、決定を行った日から起算して、1年以内とする。

2 事業を利用する者（以下「利用者」という。）が、有効期間満了後も引き続き事業を利用しようとするときは、有効期間満了日前1月以内に第6条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の方法)

第9条 利用者が事業を利用しようとするときは、事業者を受給者証を提示し、利用の申込みをするものとする。

(利用の変更)

第10条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、地域生活支援事業利用変更申請書（様式第3号）を速やかに市長に届け出なければな

らない。

- (1) 住所等を変更した場合
- (2) 心身の状況に大きな変化があった場合
(利用の取消し)

第 11 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けた場合
- (3) その他市長が利用を不適當と認めた場合
(利用者負担金)

第 12 条 利用者負担金は、地域活動支援センター I 型については無料とする。

2 地域活動支援センター II 型及び III 型については、利用者は、天理市立地域活動支援センター条例（平成 13 年 9 月天理市条例第 29 号）別表により算定した金額の 1 割を事業者に支払うものとする。ただし、利用者の同一の月における当該利用料金と天理市障害者移動支援事業実施要綱第 11 条、天理市障害者日中一時支援事業実施要綱第 11 条及び天理市訪問入浴サービス事業実施要綱第 11 条に定める利用者負担金を合計した額が 37,200 円を超えるとときに限り、その超える額を免除するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者負担金の全額を免除する。

- (1) 利用者の属する世帯（利用者が 18 歳以上の場合は、世帯の範囲を当該利用者とその配偶者に限る。）が生活保護法（昭和 24 年法律第 144 号）に基づく生活扶助を受けているとき。
- (2) 利用者が 18 歳以上である場合において、利用者及び配偶者の両方の当該年度（4 月から 6 月までの間の利用については、前年度とする。）

の市民税が非課税であるとき。

(3) 利用者が18歳未満である場合において、利用者を監護する者及びその配偶者の両方の当該年度（4月から6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が非課税であるとき。

(費用の按分)

第13条 本市に住所を有する者が、他市町村が行う事業を利用する場合の天理市と当該市町村の費用の負担については、当該地域活動支援センターの在籍者の割合による按分方法により負担する。

2 他市町村に住所を有する者が、本市の事業を利用する場合において、天理市と当該市町村の事業の費用の負担については、当該地域活動支援センターの在籍者の割合による按分方法により負担する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。